

総行市第130号
平成18年9月15日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成18年法律第74号）、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第298号）、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令（平成18年総務省令第109号）及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断に関する基準（平成18年総務省告示第495号）が平成18年11月1日から施行されることに伴い、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、通知します。

なお、この旨を貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いいたします。

記

第1 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

住民基本台帳事務処理要領の一部を次のように改正する。

目次第2-3中「(1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧」を「(1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧」に改める。

目次第2-3中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

(2) 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

第1-2中(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(7)の前に次のように加える。

(6) 公益性告示 住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断に関する基準(平成18年総務省告示第495号)をいう。

第2-3の第1段落を次のように改める。

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、当該国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由(犯罪捜査等のための請求にあっては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称)、住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名等を明らかにしたうえで、国又は地方公共団体の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる(法第11条第1項、第2項)。

また、①統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施、②公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるものの実施及び③営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施のために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、市町村長は、当該申出者が指定する者等に、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる(法第11条の2第1項)。

これらのうち、①については、公益性告示において、次に掲げる基準が定められており、これに照らして、公益性が高いと認められるか否かを判断すること。

- ・ 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあっては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること
- ・ 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあっては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されること
- ・ その他、上記以外の調査研究にあっては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用され

ることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること

第2-3-(1)の標題を「国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧」に改める。

第2-3-(1)-ア-ア)の各項目列記以外の部分中、「閲覧を請求する者」を「閲覧を請求する国又は地方公共団体の機関」に改め、「原則としてこれに記載させることとするのが適当である」を「国又は地方公共団体の機関から求められた場合には、様式例として提示できるようにしておくことが望ましい」に改める。

第2-3-(1)-ア-ア)中「C 請求に係る住民の範囲」を「D 請求に係る住民の範囲」に改め、同項目の次に次の項目を加える。

E 法令で定める事務の責任者の職名及び氏名

法令で定める事務の責任者とは、住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要となる事務を所掌する国又は地方公共団体の内部におかれる組織の長が該当し、具体的には「〇〇市△△課長」と記載させることが適当である。

第2-3-(1)-ア-ア)中「B 請求者の氏名及び住所」を「C 閲覧者の職名及び氏名」に改め、同項目を次のように改める。

閲覧者の職名については、具体的には、例えば「△△課課長補佐」、「△△課係長」などと記載させることが適当である。

第2-3-(1)-ア-ア)中「A 請求事由」を「B 請求事由」に改め、同項目の第3段落として次のように加える。

ただし、当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるものにあつては、①法令で定める事務の遂行のために必要である旨、②その根拠となる法令の名称及び③請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である理由を明らかにすることにより、請求事由を明らかにすることに代えることができる。

第2-3-(1)-ア-ア)-Bの前に次の項目を加える。

A 当該国又は地方公共団体の機関の名称

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する国又は地方公共団体の機関の名称を明らかにさせなければならない。具体的には、例えば、「総務省」、「〇〇市長」などが該当する。

なお、国の機関には、国のすべての行政機関のほか、国会及び裁判所が含まれ、地方公共団体の機関には、執行機関、附属機関のほか、議会も含まれる。

第2-3-(1)-ア-(イ)を次のように改める。

(イ) 請求に際して明らかにさせなければならない事項を明らかにさせる手続（法第11条第2項、住民票省令第1条第2項）

(ア)に掲げる事項は、公文書により明らかにさせなければならない。

また、(ア)に掲げる事項については、原則として請求に係る公文書の記載、公印等により判断すれば足りるが、請求に係る公文書の記載等のみからでは、記載されている事項等に疑わしい点がある場合など特に必要がある場合には、当該請求に係る国又は地方公共団体に電話で照会する等の方法により確認することが適当である。

また、このような確認をした際には、その確認内容及び方法を、請求書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

第2-3-(1)-イに後段として次のように加える。

閲覧者が住民基本台帳の一部の写しを閲覧するに当たっては、国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書を提示しなければならない（住民票省令第1条第3項）。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

また、職員証等の証明書に本人の顔写真が貼付されていない場合や、口頭での補足質問では不十分な場合など、窓口に来た者が申請の際に明らかにされた閲覧者であるか疑わしい点があるなど、特に必要がある場合には、当該請求に係る国又は地方公共団体に電話で照会する等の方法により確認することが適当である。

第2-3-(1)-イの次に次のように加える。

ウ 公 表

市町村長は、毎年少なくとも1回、法第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、次に掲げる事項を公表するものとする。公表の形式は、掲示板や広報誌など、適宜の形式によることとして差し支えない。

(ア) 当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称

(イ) 請求事由の概要

(ウ) 閲覧の年月日

(エ) 閲覧に係る住民の範囲

第2-3-(3)中「その閲覧の請求」の次に「又は申出」を加え、同項目を(4)とし、項目(2)を項目(3)とし、項目(3)の前に次の項目を加える。

(2) 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

ア 申出の受理

(ア) 申出に際して明らかにさせなければならない事項

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出をする個人又は法人に対し、次に掲げる事項を明らかにさせなければならない（法第11条の2第2項及び住民票省令第2条）。

なお、これらの事項は、事務の適正・迅速な処理に資するよう、定型的な請求書様式を作成し、原則としてこれに記載させることとするのが適当である。

A 申出者の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあっては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

申出者の氏名（申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名）については、申出の意思を明らかにさせるため、自署又は押印を求めることが適当である。

B 閲覧事項の利用の目的

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を申し出る理由を具体的に明らかにさせることとし、それが明確でない場合には、必要に応じ申出者に質問等をし、その内容につき確認するものとする。

なお、確認をした際には、その確認内容及び方法を、申出書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

C 閲覧者の氏名及び住所

D 閲覧事項の管理の方法

閲覧事項の保管の方法や、当該事項の廃棄の方法・時期等を明らかにさせることが適当である。

E 申出者が法人の場合にあっては、当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲

申出者が法人の場合にあっては、当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲を明らかにさせる必要がある。具体的には、「〇〇部」、「〇〇課」などの部署名を記載させることが適当であるが、具体の個人名を列挙しても差し支えない。

F 法第11条の2第1項第1号に掲げる活動に係る申出の場合にあっては、調査研究の成果の取扱い

調査研究の成果を公表するか否か、公表する場合にはその公表の方法等を明らかにさせることが適当である。

G 申出に係る住民の範囲

(1) アー(ア)ーDに準じて取り扱う。

H 法第11条の2第1項各号に掲げる活動の責任者の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあっては、当該責任者の役職名及び氏名）

(1)－ア－(ア)－Eに準じて取り扱う。

I 法第11条の2第1項第1号に掲げる活動に係る申出の場合にあっては、調査研究の実施体制

法第11条の2第1項第1号に掲げる調査研究に従事する者の所属する部署、人数等を記載させることが適当である。

J 委託を受けて住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出を行う場合にあっては、委託者の氏名又は名称及び住所

(イ) 申出に際して明らかにさせなければならない事項を明らかにさせる手続（法第11条の2第2項、住民票省令第2条第1項）

(ア)に掲げる事項は、文書により明らかにさせなければならない。また、(ア)に掲げる事項を明らかにさせるため、市町村長が適当と認める書類を併せて提出させることが適当である。なお、市町村長が適当と認める書類としては、例えば、以下に掲げる書類が考えられる。

- ・法人登記、事業所概要
- ・大学の委員会又は学部長による証明書
- ・プライバシーマークが付与されていることを示す書類
- ・閲覧事項を、申出の際に明らかにした利用の目的以外に利用しないこと等を規定した誓約書

イ 閲 覧

市町村長は、閲覧に供するため、(1)－イに記載するとおり、住民基本台帳の一部の写しを作成するとともに、その内容に変更があったときにおけるその改製又は修正の手続、時期等を定めなければならない（令第14条）。

閲覧者に住民基本台帳の一部の写しを閲覧させるに当たっては、次に掲げるいずれかの書類を提示させなければならない（住民票省令第2条第3項）。

(ア) 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であ

って、閲覧者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類

官公署が発行し、本人の写真が貼付された請求者が本人であることを確認するための書類は、例示した書類のほか、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃

・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳及び官公署（独立行政法人及び特殊

法人を含む。)がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

(イ) 閲覧者が本人であることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該閲覧者に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類

市町村長が適当と認める書類とは、(ア)の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証明書等が考えられる。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

ウ 閲覧事項取扱者

申出者が個人である場合は、通常、申出者及び閲覧者のみが閲覧事項を取り扱うことができる。しかし、これらの者以外に、特に閲覧事項の取扱いをさせる必要がある場合に、申出者に個人閲覧事項取扱者を指定させることができる。個人閲覧事項取扱者の指定の申出があった場合には、指定を受けようとする者の氏名及び住所の申出をさせる必要がある。当該申出を受けた市町村長においては、申出者及び閲覧者以外に閲覧事項を取り扱わせることが必要である旨の申出に相当な理由があると認める場合には、当該申出を承認することとする(法第11条の2第3項、第4項)。

申出者が法人である場合においては、申出時に法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲を明らかにすることとされているが、当該法人はこの範囲に属する者の中から、閲覧事項を取り扱うものを指定することとされており、それ以外の者には、閲覧事項を取り扱わせてはならない(法第11条の2第5項)。

エ 申出者の適正管理義務等

申出者に対しては、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講ずる義務が課されており、申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者に対しては、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供してはならないとされている(法第11条の2第6項、第7項)。

オ 市町村長による勧告

偽りその他不正の手段による閲覧(申出者が閲覧者に偽りその他不正の手段により閲覧をさせた場合を含む。)、目的外利用・第三者提供の禁止に対する違反があった場合、法第51条の規定により過料が科されるものであるが、その状

態が放置されたり、又は、その違法行為に引き続いて、さらに違法行為が行われるおそれがあるなど、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときには、市町村長は当該違反行為をした者に対し、閲覧事項が利用目的以外の目的で、利用又は提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる（法第11条の2第8項）。

なお、勧告の対象者には、当該偽りの閲覧をした者や違反行為をした者のほか申出者も含まれている。

カ 勧告に係る措置を講じない者に対する命令

オの市町村長による勧告を受けた申出者又は違反行為をした者が正当な理由なく、その勧告に係る措置を講じなかった場合であって、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあるとき、市町村長はその者に対し、当該勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる（法第11条の2第9項）。

なお、この命令に違反した場合には、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることとされている（法第46条）。

キ 市町村長による命令

例えば勧告を経る時間的余裕がない場合など、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときには、勧告を経ることなく、申出者や違反行為をした者に対して直ちに命令を発することができる（法第11条の2第10項）。

なお、この命令に違反した場合には、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることとされている（法第46条）。

ク 報告徴収

市町村長は、閲覧事項の適切な管理がなされていないおそれがあるとき、目的外利用、第三者提供がなされているおそれがあるとき、勧告を行う前において現状を確認するとき、勧告に従ったかどうかを確認する必要があるとき、命令を行う前において現状を確認する必要があるときなどにおいては、申出者に対し、必要な報告を求めることができる（法第11条の2第11項）。

なお、この報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には、30万円以下の罰金に処せられることとされている（法第47条）。

ケ 公 表

市町村長は、毎年少なくとも1回、法第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、次に掲げる事項を公表するものとする（法第11条の2第12項、住民票省令第3条）。公表の形式は、掲示板や広報誌など、適宜の形式によることとして差し支えない。

(ア) 申出者の氏名（申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は
管理人の氏名）

(イ) 利用目的の概要

(ウ) 閲覧の年月日

(エ) 閲覧に係る住民の範囲

第2-3-(3)-①-ア-(ア)-Aの項目を次のように改める。

住民票の写し等の交付を請求する理由を具体的に明らかにさせることとし、それが明確でない場合には、必要に応じ請求者に質問等をし、その内容につき確認するものとする。

なお、確認をした際には、その確認内容及び方法を、請求書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

第2-3-(3)-①-ア-(ア)-Bの項目を次のように改める。

請求者の氏名については、請求の意思を明らかにさせるため、自署又は押印を求めることが適当である

第2-3-(3)-①-ア-(イ)の項目を次のように改める。

(イ) 請求事由等を明らかにさせることを要しない場合

A 次に掲げる場合には、当該請求者に請求事由等を明らかにさせることを要しない。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第12条第5項の規定に基づき請求を拒むかどうかを判断するために特に必要があると認める場合は、請求事由等を明らかにさせること（法第12条第3項及び住民票省令第3条）。

(A) 住民票に記載されている者又はその者と同一の世帯に属する者が(ア)-B及びCに掲げる事項を明らかにして請求する場合

(B) 国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨並びに(ア)-B及びCに掲げる事項を明らかにして請求する場合

(C) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士がその資格、職務上の請求である旨並びに(ア)-B及びCに掲げる事項を明らかにして請求する場合

(D) 市町村長（指定都市にあっては区長）が相当と認める場合

B A-(A)、(B)及び(C)に掲げる者の職名、資格等については、請求書等において「本人」、「本人と同一の世帯に属する者」、「〇〇市△△課長」、「弁護士」等具体的に明らかにさせる必要がある。また、これらの字句をあら

かじめ請求書に印刷しておき、該当するものを○で囲む方法でも差し支えない。

さらに、これらの者の職名、資格等については、原則として請求書の記載、押印等により判断すれば足りるが、請求書の記載等から請求者の資格等に疑わしい点がある場合など特に必要がある場合には、身分証明書の提示を求め、又はA-(B)若しくは(C)に掲げる者の所属する官公署若しくは団体に電話で照会する等の方法により確認することが適当である。

また、このような確認をした際には、その確認内容及び方法を、請求書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

なお、国又は地方公共団体の職員が請求に際してその職名を明らかにすることがその職務に支障を及ぼす場合においては、職名を明らかにさせることに代えて、身分証明書等その身分を明らかにする書類を提示させることで足りるものである。

C A-(B)及び(C)の「職務上の請求である旨」とは、当該請求が職務上の請求であることを明らかにさせれば足りるものである。

D 国又は地方公共団体の職員が請求に際して明らかにする住所は、当該職員が所属する官公署の所在地で足りるものである。

E 日本放送協会、日本下水道事業団等の特殊法人等の役員又は職員が、その職務上、請求事由等を明らかにして請求する場合においては、これらの法人が特別の法律によって設置されたものでありその業務が高い公共性を有することに鑑み、当該特殊法人等の業務に支障を及ぼすことのないような対応を行う必要がある。

第6-10各項目列記以外の部分中「第11条第3項」を「第11条の2第1項」に改める。

第6-10-イ-(ア)中「、警察の意見を聴き、」を「、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより」に改め、「、警察の意見を聴く」を「、上記」に改める。

第6-10-イ-(イ)中「請求」を「申出」に改め、「警察の意見を聴く等の方法により、確認する」を「(ア)と同様の確認を行う」に改める。

第6-10-コ-(ア)の標題中「請求」を「の申出」に改める。

第6-10-コ-(ア)-A-(A)を次のように改める。

(A) 加害者が判明しており、加害者から申出がなされる場合（閲覧者、閲覧事項取扱者の中に、加害者が含まれている場合を含む。）

法第11条の2第1項各号に掲げる活動に該当しないとして申出を拒否す

る。

第6-10-コ-(ア)-A-(B)を次のように改める。

(B) 支援対象者本人から申出がなされた場合

支援対象者本人からの閲覧の申出については、対象となる住民が氏名等により特定されているものであるため、閲覧制度ではなく、住民票の写しの交付制度により対応することが適当である。

第6-10-コ-(ア)-A-(C)を次のように改める。

(C) その他の第三者から申出がなされた場合

加害者が第三者になりすまして行う申出に対し閲覧させることがないよう、十分留意して厳格に本人確認を行うことが適当である。

また、加害者の依頼を受けた第三者からの閲覧に対し閲覧させることがないよう、利用の目的等について十分留意して厳格な審査を行うことが適当である。

なお、加害者が国又は地方公共団体の機関の職員になりすまして閲覧を請求することも考えられるため、法第11条に基づく請求であっても、閲覧者については、十分留意して厳格に本人確認を行うことが適当である。

第6-10-コ-(ア)-B前段中「請求」を「申出」に改め、同項目後段中「職員による職務上の請求」を「機関による請求」に改め、「特別の請求」を「特別の申出」に改める。

第6-10-コの次に次の項目を加える。

サ 関係部局との連携

イ又はオにおいて支援の必要性があることを確認した市町村長は支援対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧についてもコの支援措置と同様の措置が円滑に講じられるよう、選挙管理委員会と連携を取ることが適当である（「選挙人名簿の抄本の閲覧に関する留意事項について」平成17年3月25日総行選第7号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）。同様の趣旨から、当該市町村内の関係部局に、必要な情報を提供することとしても差し支えない。

第2 実施期日

この通知は、平成18年11月1日から実施する。

旧	新
<p style="text-align: center;">住民基本台帳事務処理要領 【目次】</p> <p>第1 総説 1 (略) 2 定義 3～5 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳 1、2 (略) 3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付 <u>(1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧</u> <u>(2) 住民票の写し等の交付</u> <u>(3) 消除した住民票の閲覧及び写し等の交付</u> 4 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6 その他 1～9 (略) 10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置</p> <p>第7 (略)</p> <p>第1 総説 1 (略) 2 定義 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 法 住民基本台帳法をいう。 (2) 令 住民基本台帳法施行令をいう。 (3) 規則 住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35</p>	<p style="text-align: center;">住民基本台帳事務処理要領 【目次】</p> <p>第1 総説 1 (略) 2 定義 3～5 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳 1、2 (略) 3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付 <u>(1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧</u> <u>(2) 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧</u> <u>(3) 住民票の写し等の交付</u> <u>(4) 消除した住民票の閲覧及び写し等の交付</u> 4 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6 その他 1～9 (略) 10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置</p> <p>第7 (略)</p> <p>第1 総説 1 (略) 2 定義 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 法 住民基本台帳法をいう。 (2) 令 住民基本台帳法施行令をいう。 (3) 規則 住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35</p>

- 号)をいう。
- (4) 住民票省令 住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令をいう。
- (5) 戸籍の附票省令 戸籍の附票の写しの交付に関する省令をいう。
- (6) 個人票 個人を単位として調製された住民票をいう。
- (7) 世帯票 世帯を単位として調製された住民票をいう。
- (8) 転入届 法第22条の規定による届出をいう。
- (9) 転居届 法第23条の規定による届出をいう。
- (10) 転出届 法第24条の規定による届出をいう。
- (11) 世帯変更届 法第25条の規定による届出をいう。
- (12) 本人確認情報 法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。
- (13) 転出確定通知 令第13条第3項の規定による通知をいう。
- (14) 転出証明書 令第23条第1項に規定する転出証明書をいう。
- (15) 住民基本台帳カード 法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。

3～5 (略)

第2 住民基本台帳

1、2 (略)

3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付

住民基本台帳の一部の写しの閲覧は、何人でも市町村長に対してこれを請求することができるが(法第11条第1項)、市町村長は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときには、その請求を拒むことができる(法第11条第3項)。

- 号)をいう。
- (4) 住民票省令 住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令をいう。
- (5) 戸籍の附票省令 戸籍の附票の写しの交付に関する省令をいう。
- (6) 公益性告示 住民基本台帳の一部の写しの閲覧についての公益性の判断に関する基準(平成18年総務省告示第495号)をいう。
- (7) 個人票 個人を単位として調製された住民票をいう。
- (8) 世帯票 世帯を単位として調製された住民票をいう。
- (9) 転入届 法第22条の規定による届出をいう。
- (10) 転居届 法第23条の規定による届出をいう。
- (11) 転出届 法第24条の規定による届出をいう。
- (12) 世帯変更届 法第25条の規定による届出をいう。
- (13) 本人確認情報 法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。
- (14) 転出確定通知 令第13条第3項の規定による通知をいう。
- (15) 転出証明書 令第23条第1項に規定する転出証明書をいう。
- (16) 住民基本台帳カード 法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。

3～5 (略)

第2 住民基本台帳

1、2 (略)

3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付

国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、当該国又は地方公共団体の機関の名称、請求事由(犯罪捜査等のための請求にあっては、法令で定める事務の遂行のために必要である旨及びその根拠となる法令の名称)、住民基本台帳の一部の写しを閲覧する者の職名及び氏名等を明らかにしたうえで、国又は地方公共団体の職員で当該国又は地方公共団体の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる(法第11条第1項、第2項)。

また、①統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるものの実施、②公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち

住民基本台帳に記録されている者は、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）及び住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を、何人でも、自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者に係る住民票コードの記載を省略した住民票の写し及び住民票コードに関する事項を除いた住民票記載事項証明書の交付を、市町村長に対して請求することができるが（法第12条第1項及び第2項）、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の交付について、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、それぞれその請求を拒むことができる（法第12条第5項）。

また、住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長以外の

、公益性が高いと認められるものの実施及び③営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市町村長が定めるものの実施のために住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、市町村長は、当該申出者が指定する者等に、その活動に必要な限度において、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる（法第11条の2第1項）。

これらのうち、①については、公益性告示において、次に掲げる基準が定められており、これに照らして、公益性が高いと認められるか否かを判断すること。

- ・ 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が行う世論調査にあつては、その調査結果に基づく報道が行われることによりその成果が社会に還元されること
- ・ 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で行う調査にあつては、その調査結果又はそれに基づく研究が学会等を通じて公表されることによりその成果が社会に還元されること
- ・ その他、上記以外の調査研究にあつては、当該調査研究が統計的調査研究であり、その調査結果又はそれに基づく研究が公表されることにより国又は地方公共団体における施策の企画・立案や他の機関等における学術研究に利用されることが見込まれるなどその成果が社会に還元されると認められる特段の事情があること

住民基本台帳に記録されている者は、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）及び住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を、何人でも、自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者に係る住民票コードの記載を省略した住民票の写し及び住民票コードに関する事項を除いた住民票記載事項証明書の交付を、市町村長に対して請求することができるが（法第12条第1項及び第2項）、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の交付について、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、それぞれその請求を拒むことができる（法第12条第5項）。

また、住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長以外の

市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで戸籍の表示、個別事項及び任意事項の記載を省略したものの交付を請求することができるが（法第12条の2第1項）、交付地市町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、その請求を拒むことができる（法第12条の2第6項で準用する第12条第5項）。

(1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

ア 請求の受理

(ア) 請求に際して明らかにさせなければならない事項

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する者に対し、次に掲げる事項を明らかにさせなければならない（法第11条第2項及び住民票省令第1条）。

なお、これらの事項は、事務の適正・迅速な処理に資するよう、定型的な請求書様式を作成し、原則としてこれに記載することとするのが適当である。

A 請求事由

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する理由を具体的に明らかにさせることとし、それが明確でない場合には、必要に応じ請求者に質問等をし、その内容につき確認するものとする。

なお、確認をした際には、その確認内容及び方法を、請求書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写しで戸籍の表示、個別事項及び任意事項の記載を省略したものの交付を請求することができるが（法第12条の2第1項）、交付地市町村長は、当該請求が不当な目的によることが明らかなきときは、その請求を拒むことができる（法第12条の2第6項で準用する第12条第5項）。

(1) 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

ア 請求の受理

(ア) 請求に際して明らかにさせなければならない事項

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する国又は地方公共団体の機関に対し、次に掲げる事項を明らかにさせなければならない（法第11条第2項及び住民票省令第1条）。

なお、これらの事項は、事務の適正・迅速な処理に資するよう、定型的な請求書様式を作成し、国又は地方公共団体の機関から求められた場合には、様式例として提示できるようにしておくことが望ましい。

A 当該国又は地方公共団体の機関の名称

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する国又は地方公共団体の機関の名称を明らかにさせなければならない。具体的には、例えば、「総務省」、「〇〇市長」などが該当する。

なお、国の機関には、国のすべての行政機関のほか、国会及び裁判所が含まれ、地方公共団体の機関には、執行機関、附属機関のほか、議会も含まれる。

B 請求事由

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する理由を具体的に明らかにさせることとし、それが明確でない場合には、必要に応じ請求者に質問等をし、その内容につき確認するものとする。

なお、確認をした際には、その確認内容及び方法を、請求書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

ただし、当該請求が犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難で

B 請求者の氏名及び住所

請求者の氏名については、請求の意思を明らかにさせるため、自署又は押印を求めることが適当である。

C 請求に係る住民の範囲

閲覧を請求する住民の範囲は、町・字の区域等により可能な限り限定させることが適当である。

(イ) 請求事由等を明らかにさせることを要しない場合

A 次に掲げる場合には、当該請求者に請求事由等を明らかにさせることを要しない。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第11条第3項の規定に基づき請求を拒むかどうかを判断するために特に必要と認める場合は、請求事由等を明らかにさせること（法第11条第2項及び住民票省令第3条）。

(A) 住民票に記載されている者又はその者と同一の世帯に属する者が(イ)のB及びCに掲げる事項を明らかにして請求する場合

(B) 国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨並びに(イ)のB及びCに掲げる事項を明らかにして請求する場合

(C) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士がその資格、職

あるものにあつては、①法令で定める事務の遂行のために必要である旨、②その根拠となる法令の名称及び③請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である理由を明らかにすることにより、請求事由を明らかにすることに代えることができる。

C 閲覧者の職名及び氏名

閲覧者の職名については、具体的には、例えば「△△課課長補佐」、「△△課係長」などと記載させることが適当である。

D 請求に係る住民の範囲

閲覧を請求する住民の範囲は、町・字の区域等により可能な限り限定させることが適当である。

E 法令で定める事務の責任者の職名及び氏名

法令で定める事務の責任者とは、住民基本台帳の一部の写しを閲覧することが必要となる事務を所掌する国又は地方公共団体の内部におかれる組織の長が該当し、具体的には「〇〇市△△課長」と記載させることが適当である。

(イ) 請求に際して明らかにさせなければならない事項を明らかにさせる手続（法第11条第2項、住民票省令第1条第2項）

(イ)に掲げる事項は、公文書により明らかにさせなければならない。

また、(イ)に掲げる事項については、原則として請求に係る公文書の記載、公印等により判断すれば足りるが、請求に係る公文書の記載等のみからでは、記載されている事項等に疑わしい点がある場合など特に必要がある場合には、当該請求に係る国又は地方公共団体に電話で照会する等の方法により確認することが適当である。

また、このような確認をした際には、その確認内容及び方法を、請求書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

務上の請求である旨並びに(ア)のB及びCに掲げる事項を明らかにして請求する場合

(D) 市町村長（指定都市にあっては区長）が相当と認める場合

B Aの(A)、(B)及び(C)に掲げる者の職名、資格等については、請求書等において「本人」、「本人と同一の世帯に属する者」、「〇〇市△△課長」、「弁護士」等具体的に明らかにさせる必要がある。また、これらの字句をあらかじめ請求書に印刷しておき、該当するものを○で囲む方法でも差し支えない。

さらに、これらの者の職名、資格等については、原則として請求書の記載、押印等により判断すれば足りるが、請求書の記載等から請求者の資格等に疑わしい点がある場合など特に必要がある場合には、身分証明書の提示を求め、又はAの(B)若しくは(C)に掲げる者の所属する官公署若しくは団体に電話で照会する等の方法により確認することが適当である。

また、このような確認をした際には、その確認内容及び方法を、請求書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

なお、国又は地方公共団体の職員が請求に際してその職名を明らかにすることがその職務に支障を及ぼす場合においては、職名を明らかにさせることに代えて、身分証明書等その身分を明らかにする書類を提示させることで足りるものである。

C Aの(B)及び(C)の「職務上の請求である旨」とは、請求書の請求事由欄に「職務上」と記載させる等、当該請求が職務上の請求であることを明らかにさせれば足りるものである。

D 国又は地方公共団体の職員が請求に際して明らかにする住所は、当該職員が所属する官公署の所在地で足りるものである。

E 日本下水道事業団、日本放送協会等の特殊法人の役員又は職員が、その職務上、請求事由等を明らかにして請求する場合においては、これらの法人が特別の法律によって設置されたものでありその業務が高い公共性を有することに鑑み、当該特殊法人の業務に支障を及ぼすことのないような対応を行

う必要がある。

イ 閲 覧

市町村長は、閲覧に供するため、住民基本台帳のうち氏名、出生の年月日、男女の別、住所に係る部分の写し（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村長にあっては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち氏名、出生の年月日、男女の別、住所を記載した書類）を作成するとともに、その内容に変更があったときにおけるその改製又は修正の手續、時期等を定めなければならない（令第14条）。

イ 閲 覧

市町村長は、閲覧に供するため、住民基本台帳のうち氏名、出生の年月日、男女の別、住所に係る部分の写し（法第6条第3項の規定により磁気ディスクをもって住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村長にあっては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち氏名、出生の年月日、男女の別、住所を記載した書類）を作成するとともに、その内容に変更があったときにおけるその改製又は修正の手續、時期等を定めなければならない（令第14条）。

閲覧者が住民基本台帳の一部の写しを閲覧するに当たっては、国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書を提示しなければならない（住民票省令第1条第3項）。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

また、職員証等の証明書に本人の顔写真が貼付されていない場合や、口頭での補足質問では不十分な場合など、窓口に来た者が申請の際に明らかにされた閲覧者であるか疑わしい点があるなど、特に必要がある場合には、当該請求に係る国又は地方公共団体に電話で照会する等の方法により確認することが適当である。

ウ 公 表

市町村長は、毎年少なくとも1回、法第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、次に掲げる事項を公表するものとする。公表の形式は、掲示板や広報誌など、適宜の形式によることとして差し支えない。

(ア) 当該請求をした国又は地方公共団体の機関の名称

(イ) 請求事由の概要

(ウ) 閲覧の年月日

(エ) 閲覧に係る住民の範囲

(2) 個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

ア 申出の受理

(ア) 申出に際して明らかにさせなければならない事項

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出をする個人又は法人

に対し、次に掲げる事項を明らかにさせなければならない（法第11条の2第2項及び住民票省令第2条）。

なお、これらの事項は、事務の適正・迅速な処理に資するよう、定型的な請求書様式を作成し、原則としてこれに記載することとするのが適当である。

A 申出者の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあっては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

申出者の氏名（申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名）については、申出の意思を明らかにさせるため、自署又は押印を求めることが適当である。

B 閲覧事項の利用の目的

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を申し出る理由を具体的に明らかにさせることとし、それが明確でない場合には、必要に応じ申出者に質問等をし、その内容につき確認するものとする。

なお、確認をした際には、その確認内容及び方法を、申出書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

C 閲覧者の氏名及び住所

D 閲覧事項の管理の方法

閲覧事項の保管の方法や、当該事項の廃棄の方法・時期等を明らかにさせることが適当である。

E 申出者が法人の場合にあっては、当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲

申出者が法人の場合にあっては、当該法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲を明らかにさせる必要がある。具体的には、「〇〇部」、「〇〇課」などの部署名を記載させることが適当であるが、具体の個人名を列挙しても差し支えない。

F 法第11条の2第1項第1号に掲げる活動に係る申出の場合にあっては、調査研究の成果の取扱い

調査研究の成果を公表するか否か、公表する場合にはその公表の方法等を明らかにさせることが適当である。

G 申出に係る住民の範囲

(1)－ア－(ア)－Dに準じて取り扱う。

H 法第11条の2第1項各号に掲げる活動の責任者の氏名及び住所（申出者が法人の場合にあつては、当該責任者の役職名及び氏名）

(1)－ア－(ア)－Eに準じて取り扱う。

I 法第11条の2第1項第1号に掲げる活動に係る申出の場合にあつては、調査研究の実施体制

法第11条の2第1項第1号に掲げる調査研究に従事する者の所属する部署、人数等を記載させることが適当である。

J 委託を受けて住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出を行う場合にあつては、委託者の氏名又は名称及び住所

(イ) 申出に際して明らかにさせなければならない事項を明らかにさせる手続（法第11条の2第2項、住民票省令第2条第1項）

(ア)に掲げる事項は、文書により明らかにさせなければならない。また、(ア)に掲げる事項を明らかにさせるため、市町村長が適当と認める書類を併せて提出させることが適当である。なお、市町村長が適当と認める書類としては、例えば、以下に掲げる書類が考えられる。

- ・法人登記、事業所概要
- ・大学の委員会又は学部長による証明書
- ・プライバシーマークが付与されていることを示す書類
- ・閲覧事項を、申出の際に明らかにした利用の目的以外に利用しないこと等を規定した誓約書

イ 閲 覧

市町村長は、閲覧に供するため、(1)－イに記載するとおり、住民基本台帳の一部の写しを作成するとともに、その内容に変更があったときにおけるその改製又は修正の手続、時期等を定めなければならない（令第14条）。

閲覧者に住民基本台帳の一部の写しを閲覧させるに当たっては、次に掲げるいずれかの書類を提示させなければならない（住民票省令第2条第3項）。

(ア) 住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等（本人の写真が貼

付されたものに限る。)であって、閲覧者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類

官公署が発行し、本人の写真が貼付された請求者が本人であることを確認するための書類は、例示した書類のほか、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳及び官公署（独立行政法人及び特殊法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

(イ) 閲覧者が本人であることを確認するため、郵便その他市町村長が適当と認める方法により当該閲覧者に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類

市町村長が適当と認める書類とは、(ア)の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する療育手帳、敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証明書等が考えられる。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

ウ 閲覧事項取扱者

申出者が個人である場合は、通常、申出者及び閲覧者のみが閲覧事項を取り扱うことができる。しかし、これらの者以外に、特に閲覧事項の取扱いをさせる必要がある場合に、申出者に個人閲覧事項取扱者を指定させることができる。個人閲覧事項取扱者の指定の申出があった場合には、指定を受けようとする者の氏名及び住所の申出をさせる必要がある。当該申出を受けた市町村長においては、申出者及び閲覧者以外に閲覧事項を取り扱わせることが必要である旨の申出に相当な理由があると認める場合には、当該申出を承認することとする（法第11条の2第3項、第4項）。

申出者が法人である場合においては、申出時に法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲を明らかにすることとされているが、当該法人はこの範囲に属する者の中から、閲覧事項を取り扱うものを指定することとされており、それ以外の者には、閲覧事項を取り扱わせてはならない（法第11条の2第5項

).

エ 申出者の適正管理義務等

申出者に対しては、閲覧者、個人閲覧事項取扱者又は法人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講ずる義務が課されており、申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者に対しては、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、個人閲覧事項取扱者及び法人閲覧事項取扱者以外の者に提供してはならないとされている（法第11条の2第6項、第7項）。

オ 市町村長による勧告

偽りその他不正の手段による閲覧（申出者が閲覧者に偽りその他不正の手段により閲覧をさせた場合を含む。）、目的外利用・第三者提供の禁止に対する違反があった場合、法第51条の規定により過料が科されるものであるが、その状態が放置されたり、又は、その違法行為に引き続いて、さらに違法行為が行われるおそれがあるなど、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときには、市町村長は当該違反行為をした者に対し、閲覧事項が利用目的以外の目的で、利用又は提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる（法第11条の2第8項）。

なお、勧告の対象者には、当該偽りの閲覧をした者や違反行為をした者のほか申出者も含まれている。

カ 勧告に係る措置を講じない者に対する命令

オの市町村長による勧告を受けた申出者又は違反行為をした者が正当な理由なく、その勧告に係る措置を講じなかった場合であって、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、市町村長はその者に対し、当該勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる（法第11条の2第9項）。

なお、この命令に違反した場合には、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることとされている（法第46条）。

キ 市町村長による命令

例えば勧告を経る時間的余裕がない場合など、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときには、勧告を経ることなく、申出者や違反行為

(2) 住民票の写し等の交付

住民票の写し等の交付を請求する者に対し、請求事由、請求者の氏名及び住所並びに請求に係る住民の氏名及び住所を明らかにさせなければならない（法第12条第3項（法第12条の2第6項で準用する場合を含む。）及び住民票省令第2条）。これらの事項は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求の場合と同様に、定型的な請求書様式を作成し、原則としてこれに記載させることとするか、又は請求者識別カードの使用により端末機に入力させることとするのが適当である。

をした者に対して直ちに命令を発することができる（法第11条の2第10項）。

なお、この命令に違反した場合には、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることとされている（法第46条）。

ク 報告徴収

市町村長は、閲覧事項の適切な管理がなされていないおそれがあるとき、目的外利用、第三者提供がなされているおそれがあるとき、勧告を行う前において現状を確認するとき、勧告に従ったかどうかを確認する必要があるとき、命令を行う前において現状を確認する必要があるときなどにおいては、申出者に対し、必要な報告を求めることができる（法第11条の2第11項）。

なお、この報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には、30万円以下の罰金に処せられることとされている（法第47条）。

ケ 公表

市町村長は、毎年少なくとも1回、法第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、次に掲げる事項を公表するものとする（法第11条の2第12項、住民票省令第3条）。公表の形式は、掲示板や広報誌など、適宜の形式によることとして差し支えない。

(ア) 申出者の氏名（申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名）

(イ) 利用目的の概要

(ウ) 閲覧の年月日

(エ) 閲覧に係る住民の範囲

(3) 住民票の写し等の交付

住民票の写し等の交付を請求する者に対し、請求事由、請求者の氏名及び住所並びに請求に係る住民の氏名及び住所を明らかにさせなければならない（法第12条第3項（法第12条の2第6項で準用する場合を含む。）及び住民票省令第2条）。これらの事項は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求の場合と同様に、定型的な請求書様式を作成し、原則としてこれに記載させることとするか、又は請求者識別カードの使用により端末機に入力させることとするのが適当である。

① 請求書による請求の場合（ただし、②及び④に係るものを除く。）

ア 請求の受理

(ア) 次に掲げる事項を請求書において明らかにさせる。

A 請求事由

請求事由については、(1)－ア－(ア)－Aに準じて取り扱う。

B 請求者の氏名及び住所

請求者の自署又は押印については、(1)－ア－(ア)－Bに準じて取り扱う。

C 請求に係る住民の氏名及び住所

氏名及び住所のほか、索引の便に供するため、世帯主の氏名を明らかにさせることが適当である。

(イ) 請求事由等を明らかにさせることを要しない場合は(1)－ア－(イ)－Aと同様であり、その取扱いについては(1)－ア－(イ)－BからEまでに準ずる。

① 請求書による請求の場合（ただし、②及び④に係るものを除く。）

ア 請求の受理

(ア) 次に掲げる事項を請求書において明らかにさせる。

A 請求事由

住民票の写し等の交付を請求する理由を具体的に明らかにさせることとし、それが明確でない場合には、必要に応じて請求者に質問等をし、その内容につき確認するものとする。

なお、確認をした際には、その確認内容及び方法を、請求書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

B 請求者の氏名及び住所

請求者の氏名については、請求の意思を明らかにさせるため、自署又は押印を求めることが適当である。

C 請求に係る住民の氏名及び住所

氏名及び住所のほか、索引の便に供するため、世帯主の氏名を明らかにさせることが適当である。

(イ) 請求事由等を明らかにさせることを要しない場合

A 次に掲げる場合には、当該請求者に請求事由等を明らかにさせることを要しない。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第12条第5項の規定に基づき請求を拒むかどうかを判断するために特に必要があると認める場合は、請求事由等を明らかにさせること（法第12条第3項及び住民票省令第3条）。

(A) 住民票に記載されている者又はその者と同一の世帯に属する者が(ア)－B及びCに掲げる事項を明らかにして請求する場合

(B) 国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨並びに(ア)－B及びCに掲げる事項を明らかにして請求する場合

(C) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士がその資格、職務上の請求である旨並びに(ア)－B及びCに掲げる事項を明らかにして請求する場合

(D) 市町村長（指定都市にあつては区長）が相当と認める場合

B A－(A)、(B)及び(C)に掲げる者の職名、資格等については、請求書等において「本人」、「本人と同一の世帯に属する者」、「〇〇市△△課長」、「弁護士」等具体的に明らかにさせる必要がある。また、これらの字句をあらかじめ請求書に印刷しておき、該当するものを○で囲む方法でも差し支えない。

さらに、これらの者の職名、資格等については、原則として請求書の記載、押印等により判断すれば足りるが、請求書の記載等から請求者の資格等に疑わしい点がある場合など特に必要がある場合には、身分証明書の提示を求め、又はA－(B)若しくは(C)に掲げる者の所属する官公署若しくは団体に電話で照会する等の方法により確認することが適当である。

また、このような確認をした際には、その確認内容及び方法を、請求書の余白に記載する等の方法により記録することが適当である。

なお、国又は地方公共団体の職員が請求に際してその職名を明らかにすることがその職務に支障を及ぼす場合においては、職名を明らかにさせることに代えて、身分証明書等その身分を明らかにする書類を提示させることで足りるものである。

C A－(B)及び(C)の「職務上の請求である旨」とは、当該請求が職務上の請求であることを明らかにさせれば足りるものである。

D 国又は地方公共団体の職員が請求に際して明らかにする住所は、当該職員が所属する官公署の所在地で足りるものである。

E 日本放送協会、日本下水道事業団等の特殊法人等の役員又は職員が、その職務上、請求事由等を明らかにして請求

(ウ) (略)

(エ) (略)

イ (略)

ウ (略)

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

(3) 消除した住民票の閲覧及び写し等の交付

既に住民票の全部が消除された住民票については、その閲覧の請求に応じる必要はなく、また、その写し又は記載をした事項に関する証明書の交付の請求については、住民票に準じて取り扱うことが適当であるが、住所地市町村長以外の市町村長に対する交付の請求については、その請求に応じる必要はない。

4 (略)

第3～第5 (略)

第6 その他

1～9 (略)

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法第11条第3項、第12条第5項及び第20条第2項において準用する第12条第5項に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア (略)

イ 支援の必要性の確認

する場合には、これらの法人が特別の法律によって設置されたものでありその業務が高い公共性を有することに鑑み、当該特殊法人等の業務に支障を及ぼすことのないような対応を行う必要がある。

(ウ) (略)

(エ) (略)

イ (略)

ウ (略)

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

(4) 消除した住民票の閲覧及び写し等の交付

既に住民票の全部が消除された住民票については、その閲覧の請求又は申出に応じる必要はなく、また、その写し又は記載をした事項に関する証明書の交付の請求については、住民票に準じて取り扱うことが適当であるが、住所地市町村長以外の市町村長に対する交付の請求については、その請求に応じる必要はない。

4 (略)

第3～第5 (略)

第6 その他

1～9 (略)

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の交付におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法第11条の2第1項、第12条第5項及び第20条第2項において準用する第12条第5項に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア (略)

イ 支援の必要性の確認

(7) 申出者

当初受付市町村長は、申出者が、アー(7)に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察の意見を聴き、確認する。

この場合において、市町村長は、警察の意見を聴く以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(イ) 申出者と同一の住所を有する者

当初受付市町村長は、アー(イ)の申出を受けている場合には、加害者が、申出者の住所を探索する目的で、当該申出者と同一の住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等の請求を行うおそれがあると認められるかどうかについて、併せて警察の意見を聴く等の方法により、確認する。

ウ～ケ (略)

コ 支援措置

(7) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求に係る支援措置

A 市町村長は、支援対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から請求がなされる場合
不当な目的であるものとして請求を拒否する。

(B) 支援対象者本人から請求がなされた場合

加害者が支援対象者本人になりすまして行う請求に対し閲覧させることを防ぐため、アー(エ)に準じて本人確認をより厳格に行う。

ただし、市町村長が当該措置を不要と認める者については、この限りでない。

(C) その他の第三者から請求がなされた場合

加害者が第三者になりすまして行う請求に対し閲覧させることを防ぐため、アー(エ)に準じて本人確認をより厳格に行う。

(7) 申出者

当初受付市町村長は、申出者が、アー(7)に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。

この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(イ) 申出者と同一の住所を有する者

当初受付市町村長は、アー(イ)の申出を受けている場合には、加害者が、申出者の住所を探索する目的で、当該申出者と同一の住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等の申出を行うおそれがあると認められるかどうかについて、併せて(7)と同様の確認を行う。

ウ～ケ (略)

コ 支援措置

(7) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係る支援措置

A 市町村長は、支援対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から申出がなされる場合（
閲覧者、閲覧事項取扱者の中に、加害者が含まれている場合
を含む。）

法第11条の2第1項各号に掲げる活動に該当しないとして申出を拒否する。

(B) 支援対象者本人から申出がなされた場合

支援対象者本人からの閲覧の申出については、対象となる住民が氏名等により特定されているものであるため、閲覧制度ではなく、住民票の写しの交付制度により対応することが
適当である。

(C) その他の第三者から申出がなされた場合

加害者が第三者になりすまして行う申出に対し閲覧させることがないよう、十分留意して厳格に本人確認を行うことが

また、加害者の依頼を受けた第三者からの閲覧に対し閲覧させることを防ぐため、請求事由についても関係文書の提示を求めるなど適宜の方法により、より厳格な審査を行う。

ただし、市町村長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りでない。

B 市町村長は、その判断により、閲覧請求において特別の請求がない場合には、支援対象者を除く請求であるとみなし、支援対象者に係る部分を除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供することとして差し支えない。なお、この場合、市町村長は、閲覧請求用紙に明記する等により、あらかじめその旨を請求者に明らかにする。

ただし、このような取扱いをする場合にでも、国又は地方公共団体の職員による職務上の請求の場合及びその他の者による支援対象者に係る閲覧を求める特別の請求の場合には、Aの例により取り扱う。

(イ) (略)

第7 (略)

適当である。

また、加害者の依頼を受けた第三者からの閲覧に対し閲覧させることがないように、利用の目的等について十分留意して厳格な審査を行うことが適当である。

なお、加害者が国又は地方公共団体の機関の職員になりすまして閲覧を請求することも考えられるため、法第11条に基づく請求であっても、閲覧者については、十分留意して厳格に本人確認を行うことが適当である。

B 市町村長は、その判断により、閲覧申出において特別の申出がない場合には、支援対象者を除く申出であるとみなし、支援対象者に係る部分を除外又は抹消した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供することとして差し支えない。なお、この場合、市町村長は、閲覧申出用紙に明記する等により、あらかじめその旨を申出者に明らかにする。

ただし、このような取扱いをする場合にでも、国又は地方公共団体の機関による請求の場合及びその他の者による支援対象者に係る閲覧を求める特別の申出の場合には、Aの例により取り扱う。

(イ) (略)

サ 関係部局との連携

イ又はオにおいて支援の必要性があることを確認した市町村長は支援対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧についてもこの支援措置と同様の措置が円滑に講じられるよう、選挙管理委員会と連携を取ることが適当である（「選挙人名簿の抄本の閲覧に関する留意事項について」平成17年3月25日総行選第7号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）。同様の趣旨から、当該市町村内の関係部局に、必要な情報を提供することとしても差し支えない。

第7 (略)